

4. 2 電子ジャーナルの導入と契約

東京大学附属図書館情報管理課長

星野雅英

はじめに

- 電子ジャーナルの進展が著しい
- 電子ジャーナルの導入は不可欠
 - 電子ジャーナルの導入と契約が、図書館員の実務的な課題となってきた。
- 外国雑誌やデータベース等との関連
 - 電子ジャーナルの価格や経費の負担方法等が、特に外国雑誌と不可分の関係にある。

1. 電子ジャーナル価格等に対する立場によるスタンスの違い (例)

1) 出版社側のスタンス

- 冊子体の収入が年々減少し、電子ジャーナルに早く移行しないと生き残れない。
- 冊子体+電子ジャーナルの収入を増やし、減少することは避けたい。
- 電子ジャーナルのコンソーシアム価格を設け、より多く、かつ安定的な収入を確保したい。

2) 教官側のスタンス

- 経費削減のために冊子体はできるだけ削減したい。
- 共通経費等による電子ジャーナルを広く導入してもらいたい。

3) 図書館側のスタンス

- 冊子体の減少を電子ジャーナルの導入で補い、更に大幅なタイトル増を図りたい。
- 従来の冊子体価格 (または数%程度の価格上乗せ) で電子ジャーナルを導入したい。
- コンソーシアムを組んで、少ない負担で、出版社全体 (あるいは、より多くの) 電子ジャーナルを導入したい。
- 重複雑誌を減らし、その経費を電子ジャーナルに充当できないか。
 - これらの妥協点がうまく見出せるかが大きな課題である。

2. 電子ジャーナル価格のパターン例 (3) ~ 5) はコンソーシアム価格)

- 1) 電子ジャーナルの価格は無料。ただし、冊子体価格に電子ジャーナル価格を上乗せ。
- 2) 個々の電子ジャーナルの価格は、その冊子体価格の10~20%前後。
(コンソーシアムでは、全点を導入すれば割引あり)
- 3) 電子ジャーナルの総価格は、ある年の冊子体総価格の5~15%前後。
ただし、冊子体総価格を維持することが条件。
- 4) 冊子体総価格を維持すれば、参加館全体のタイトルにアクセス可 (ただし3年間の限定)。

ただし、2年目その価格の2%、3年目5%を負担。

5) 電子ジャーナルの総価格は、ある年の冊子体総価格の80~95%前後。

冊子体は、個々の電子ジャーナル価格の10~25%前後。

* 価格設定の考え方は同じでも、実際の価格は、過去(ある年)に購入した冊子総価格、規模等によって、大学ごとに異なる。

* 冊子体総価格の維持を条件にしているものが多い。

* 重複雑誌の整理が進んでいない大学は不利となることが多い。

* 電子ジャーナルを導入すると、冊子体のキャンセルが増える可能性がある。

3. 電子ジャーナル経費の負担例

1) 冊子体+電子ジャーナル : 冊子体購入教官の負担

2) 電子ジャーナルのみ : 購入希望教官の負担(または学部負担)

3) 冊子体(従来の冊子体価格) : 学部共通経費からの負担/購入希望教官の負担

電子ジャーナル(従来の冊子価格を超えた分のみ):

共通経費(学長裁量経費、間接経費等を含む) / (または+)

学部負担 (利用実績/教官数/講座数)

4) 電子ジャーナル(従来の冊子体価格の90%) :

従来の冊子体を購入した教官の負担 + 共通経費

冊子体(個々のEJ価格の15%) : 冊子体購入希望教官の負担

→ どの方法が理想的か、実質的か、実現可能か、受けいられるか、等を検討する必要がある。

4. 電子ジャーナル予算の確保

○予算確保のために学内の理解を得るためには精力的な活動が不可欠

→ 機会あるごとに学内で調整を図り、図書館委員会、予算委員会、評議会、教授会等の了承や理解が必要。

○学内調整の上での論点

- ・ 1年限りか、継続の場合固定か/増加するのか。一体いくら必要なのか。
- ・ 実際は利用が少ないのではないか。利用の多いものだけ導入すればよいのではないか。
- ・ 利用したい人が、個人で導入すれば安いのではないか。
- ・ いわゆる利用しない電子ジャーナルをなぜ導入するのか。
- ・ 冊子体分を負担しているのに、電子ジャーナル分も負担しなければならないのか。
- ・ ほとんど使わないのに共通経費であってもそれを取られるのはおかしい。
- ・ 受益者負担といってもそれは公平な方法なのか。
- ・ そもそも電子ジャーナルの価格は適切なのか。

→ どのようにクリアしていくかが、図書館員の腕の見せどころである。

5. 電子ジャーナル契約の特徴

- コンソーシアム単位のまとめた契約は難しいこと（国立大学はできない）
- 大学単位の契約であること、価格も他の大学と同じではないこと
- ある年の冊子体総価格、大学の規模等をベースにした価格体系であること
- 出版社によって契約体系が違うこと
- 利用方法等を契約書や利用規定等で詳細に取り決めしておくこと
 - 利用契約サイトの範囲（大学1サイトか、キャンパス1サイトか）、バックナンバーの利用範囲、契約解除後の利用が可能か否か、ILLへの利用ができるか否か、来館者の利用が可能か、等々も確認しておくこと
- 電子ジャーナルは、外国雑誌と違って「物」を購入するわけではなく、インターネット上の利用許諾を得るものであること
- 国立大学では、「役務契約」となること。前金払いが可能なこと。
 - （平成12年12月25日付け文部省事務連絡）
- 外国の出版社との直接契約も可能であること（契約書は外国語でも可。日本語をつけること）。

6. 電子ジャーナル経費の支払い

- 代理店への手数料の支払い
- 海外の出版社との直接契約の場合
 - ・ 外国送金（円建／外貨建）と手数料
 - ・ 消費税の免除
 - ・ 非居住者外国法人の所得にかかる源泉徴収の扱い
- 関税の免除
- 前金払い（4月）と契約期間（4月～3月）

7. まとめ

- 電子ジャーナルの契約や支払い等に対する会計担当者等の理解が不可欠
 - 電子ジャーナルの導入と契約は、今しばらくは図書館員のプロとしての仕事である。
 - より積極的に取り組んで欲しい。
- 電子ジャーナル経費を安定的に確保するのは、非常に困難であるが最も大切
 - いよいよ、優秀で頑張る図書館員の出番！！